

# 社会福祉法人粉浜福祉会 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人粉浜福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員  
の報酬等及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

## (月額報酬)

第2条 法人の役員のうち、理事長に対して役員報酬を支給する。

2 支給額は、月額10万円とする。

## (支給日)

第3条 役員への月額報酬は職員支給日に準ずる。

## (控除金)

第4条 法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の  
立替金等を控除する。

2 非常勤役員の場合はその都度相談に応じる。

## (交通費)

第5条 理事長に、職員の通勤手当に準じて交通費を支給する。

2 ただし、非常勤の場合は、月額報酬に含まれるものとする。

## (費用弁償)

第6条 役員及び評議員（職員である者を除く）が、法人の業務に従事した時は、費用を弁  
償する。

2 費用弁償の額は、別表1に定めるとおりとする。

## (改正)

第7条 この規定を改正又は廃止する必要が生じた場合は、理事会の議決を経なければなら  
ない

別表1

区分	費用弁償の額
理事会・評議員会	1回につき 10,000円
その他	業務の内容、交通費の実費を勘案して その都度理事長が定める。

## 附則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。